平成２１年（フ）第１５８号
広島県福山市大門町津之下1705番地３、旧住所広島県福山市新涯町１丁目12番24号
破産者　白岩　俊孝
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９２５号
高知市春野町西分2609番地１
破産者　西村　和香
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５号
熊本市九品寺３丁目16番58―306号
破産者　加藤　和春
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４６８号
熊本市若葉２丁目14番17号
破産者　光永　康之
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９４号
大分県由布市挾間町下市309番地19
破産者　山本　東男
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８２９号
大分県別府市大字南立石2042番地の１
破産者　大和　孝司
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２２５号
北海道旭川市東光10条７丁目３番１号
破産者　國井　　實
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９号
岩手県花巻市桜木町２丁目171番地１
破産者　近藤　欣也
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５８号
茨城県高萩市大字高萩797番地の９
破産者　磯野　武美
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１５０３号
横浜市港南区港南台２―２　港南台ちどり団地　第３号棟第208号室、開始決定時の住所横浜市港南区港南台６丁目１番７―402号
破産者　鳥巣　睦代
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
横浜市港南区笹下６丁目23番３号
破産者　市原　達也
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５６号
静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ206、破産手続開始時の住所静岡県三島市加茂57番地　加茂グリーンヒル３
破産者　富田　保孝
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
大津市本堅田４丁目22番３―402号　ラヴェスト大津参番館、開始決定時の住所大津市真野１丁目13番１―309号
破産者　西　　一夫
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１３２号
京都市伏見区桃山町日向46番地１　ウエストビレッジ桃山Ａ棟102号、開始決定時の住所京都市伏見区桃山町正宗45番地８　セジュール桃山102
破産者　松下　正寿
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０７号
京都府宇治市伊勢田町中山15番地の38
破産者　伊藤　敏子
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
熊本県菊池郡大津町室1809番地５
破産者　佐藤　　晃
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９６３号
熊本市東野１丁目３番35―1101号
破産者　石井　孝利
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第６４５号
大分県別府市北浜１丁目４番23号
破産者　松尾　博之
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第４２号
大分県豊後高田市新地1721番地３、開始決定時の住所大分県宇佐市大字小向野354―２
古庄幹郎方
破産者　岩水　智志
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係